

## 調停手続きの流れ（例）

調停手続きの流れの例は次のとおりです。なお、次のページにその流れを図に示しています。

平成 年 月 日調停の申請

- 工場からの騒音・振動の被害を受けている近隣住民が、工場経営者を相手方とする調停の申請書を富山県公害審査会あてに提出する。

平成 年 月 日公害審査会の開催、調停委員会の設置

- 公害審査会を開催し、申請書を受理する。
- 公害審査会会長により3名の調停委員が指名され、調停委員会が組織される。
- 公害審査会から相手方の工場経営者に対して、当該工場経営者を一方の当事者とする調停の手続きが開始された旨の通知を行う。

平成 年 月 日第1回調停期日、現地調査の実施 <非公開>

- 住民と工場経営者が期日に出席し、調停委員会が当事者双方から、申請の内容、提出資料、これまでの紛争の経過などについて確認を行う。
- 住民の代表者と工場経営者立会いのもと、調停委員会と審査会事務局担当職員が工場からの騒音・振動の測定を行う。

平成 年 月 ~ 月 第2回~第 回調停期日 <非公開>

- 当事者双方が紛争の解決方法について意見、主張を述べあい、工場が発生源対策を行う方向で調整が進む。

平成 年 月 日第x回調停期日 <非公開>

- これまでの当事者双方の譲歩内容を確認のうえ、調停委員会が調停案を作成し、当事者双方に提示した結果、当事者双方がこれを受け入れ、合意が成立する。

<調停条項（調停による合意）の例>

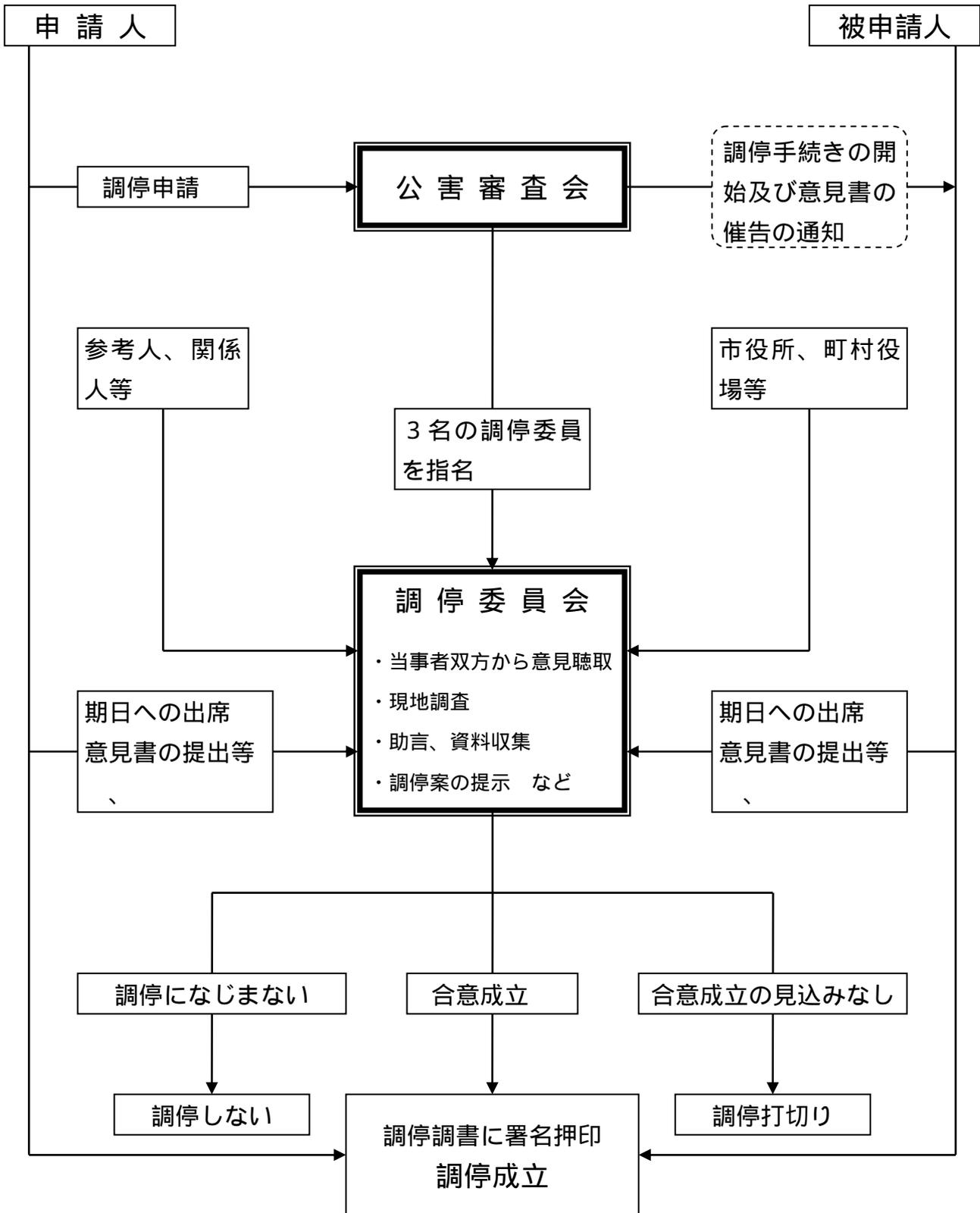
工場は別紙記載のとおり、防音工事を実施するとともに、防振装置を設置する。

工場の操業時間を原則として午前8時から午後6時までとする。

工場は環境関連法令を遵守し、両当事者は良好な相隣関係の形成に努める。

当事者間には、本件紛争に関し、この調停事条項に記載したもののほか、何ら債権債務がないことを確認する。

## 調停手続きの流れ



図中の番号（ ~ ）は前ページの手続きの流れの番号を指しています。